

「(仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例」骨子案に関する
市民意見聴取実施結果の概要について

1. 実施概要

- (1) 実施期間 平成 31 年 4 月 24 日 (水) ~ 令和元年 5 月 14 日 (火)
- (2) 周知方法 市役所本庁舎「市民のへや」、各区役所総合案内窓口、各総合支所案内窓口、市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、各市民センター及び議会事務局における条例骨子案の資料配布
市議会ホームページへの条例骨子案の資料掲載
市民説明会 (5 月 10 日 (金)・11 日 (土)) における説明
- (3) 意見提出方法 郵送、FAX、Eメールもしくは持参による提出

2. 意見聴取結果

- (1) 意見提出件数 136 件 (45 人)
- (2) 意見の内訳

	意見項目	件数
1	条例総論	13 件
2	定義	3 件
3	飼い主の責務	11 件
4	事業者の責務	7 件
5	市民等 (町内会、企業、マンション管理組合、ボランティア等) の理解と協力	12 件
6	獣医師等の理解と協力	1 件
7	市の取り組み	56 件
8	組織	6 件
9	実効性の担保	5 件
10	その他	22 件
	合計	136 件

※ 「目的」と「市の責務」に関する意見はなし

<参考>

条例骨子案については、上記による市民意見聴取のほか、下記により意見を聴取した。

- 平成 31 年 4 月 10 日 仙台市連合町内会長会 第 1 回正副会長会へ出席
" 15~26 日 仙台市獣医師会、ペット販売業界団体、ボランティア団体及び
大学教授からのヒアリングを実施
令和元年 5 月 10・11 日 市民説明会を開催 (延べ 107 名の市民が参加)

**「(仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例」骨子案に関する
市民の皆様からの意見と意見に対する仙台市議会の見解**

1 条例総論

	意見概要	見解
1	猫を条例で取り扱うのは大げさである。条例で扱うより、回覧文書で、猫の扱いを普及すべきであり、川（広瀬川）等近くの町内会に強力に、それでない町内会にはおだやかな対応等を講ずるべき。	猫に関する苦情や相談の件数は、本市の様々な取り組みにもかかわらず増加しています。こうした現状を踏まえ、仙台市議会では「猫が好きな方も苦手な方も猫と共生することができる社会」を実現するため、条例制定に向けた検討会議を立ち上げ、検討を進めてまいりました。 本条例は、猫に関する市、飼い主、事業者の責務等を規定した上で、それらの周知啓発を図るとともに、各主体が相互に協力していくことで、人と猫との共生社会を実現することを目的としています。 条例の施行後、効果的な取り組みがなされるよう、担当部局と十分に意思疎通を図ってまいります。
2	この条例は最終的に何を指す条例なのか。のら猫問題の苦情を解決するためのシステムや機関を議員が作って活動してくれるのか。	
3	猫のために生活の支障を我慢しなければと思うと主客転倒の条例など、手ぬるい。	
4	賛成する。	条例制定に向け、引き続き作業を進めてまいります。
5	この問題は各自治体・ボランティア団体等の立場々での問題が多すぎ対応の難しさを感じた。但し今回この条例案が検討され、議会で諮られることには賛同する。まずは条例があり、その後いろいろな問題に、裾野を広げべきと思っている。	
6	骨子案は基本的に概ね良い。条例化した際は回覧等で周知を図りたい。	

7	<p>ご近所が餌付けをしているため、野良猫が家のまわりで走りまわっている。庭の植木鉢をこわし草花をふみ散らかし、一生懸命に育てている草花に被害がでている。排泄物もひどい。高いお金をかけ、毎日ふんを回収し、労力を使っている。防護策は取っているが、動物愛護法や条例に守られている猫に手出しは、これ以上できない。この骨子案は、すでに猫に困っている私たちには、何の役にも立たない。もう少し深いところに踏み込んで考えていただきたい。</p>	<p>飼い主のいない猫に対しては、単に給餌をするに留まらず、新たに飼い主を見つける、不妊去勢手術を行う、または地域猫活動に発展させていくことが重要です。まずはこうした知識を広く市民の皆さまに普及啓発していくことが重要と考え、条例骨子案を策定しています。</p>
8	<p>各々責務の努力義務は理解できるが「努める」が多く全体が甘いと思う。</p>	<p>本市においては、飼い猫の適正飼養や飼い主のいない猫に関する知識が十分に浸透していないことが、猫に関する苦情・相談件数が増加している一因と考えられます。そのため、</p>
9	<p>「～に努める」は個人の任意、自由意志のように聞こえるので、もっと強い意識を持ってもらえるような言葉で表現してもらいたい。「努める」にしても、現状は変わらないと思う。もっと危機感を持って、猫の管理をしてもらえるように、「努める」ということではなくはつきりと「(完全な)義務」と言ってもらいたい。</p>	<p>本条例により、まずは市民の共通理解を醸成することが重要と考え、義務規定ではなく、各主体の責務又は理解・協力として努力義務を規定したものです。 なお、本条例はあくまでも取り組みの第一歩となるものであり、将来的に内容の見直しを行うことも視野に入れて検討してまいります。</p>
10	<p>未来を担う子供たちへの情操教育的視点がない。ここから変えていく必要がある。</p>	<p>ご指摘いただいた、子どもたちへの教育は非常に重要なものと認識しています。条例の施行後、ご意見の趣旨を踏まえた取り組みがなされるよう、関係部局と十分に意思疎通を図ってまいります。</p>
11	<p>計18回の幹事会などこれだけ協議してきた割には骨子案の中身が薄い。この程度なら愛護法やこれまでアニマル等でやってきた事に比べた場合、大勢の議員が協働で作るほどではない。なぜこんなに中身がないのか。</p>	<p>本市においては、飼い猫の適正飼養や飼い主のいない猫に関する知識が十分に浸透していないことが、猫に関する苦情・相談件数が増加している一因と考えられます。そのため、本条例により、まずは市民の共通理解を醸成することが重要と考えます。 なお、本条例はあくまでも取り組みの第一歩となるものであり、将来的に内容の見直しを行うことも視野に入れて検討してまいります。</p>

12	<p>先日の説明会に参加したときにわかったのは、市民の理解があまりに稀薄であること。これが一番の問題だと思う。中身のある条例を作っても、市民の理解度がついてきていないのでは、これも無駄になる。</p>	<p>条例を制定するだけでなく、その内容について、市民の皆さまの理解を深めていくことが重要であると考えています。条例の施行後、しっかりと周知啓発が行われるよう、担当部局と十分に意思疎通を図ってまいります。</p>
13	<p>本案は「・・・共生に関する条例案」とし、目的は「共生社会の実現」とあるが、「共生」の定義が不明確である。動物愛護管理法の理念からすると、共生とは動物の福祉に配慮する愛護と人への侵害性を防止する管理からなる。本案では、前者への言及がないので「・・・管理に関する条例」と見える。「共生」にするなら動物福祉への配慮への言及を、しないなら条例名を「管理」にすべきと考える。</p>	<p>動物福祉の観点から、「動物の愛護及び管理に関する法律」や「宮城県動物の愛護及び管理に関する条例」の規定により、一定程度担保されているものと考えます。一方、本市においては、飼い猫の適正飼養や飼い主のいない猫に関する知識が十分に浸透していないことが、猫に関する苦情・相談件数が増加している一因と考えられます。こうした現状を踏まえ、本条例の制定を目指すこととしたものであり、本条例の目的が人と猫との共生にある以上、条例名に「共生」を用いることは適切と考えます。</p>

2 定義

	意見概要	見解
14	<p>地域猫活動において、猫を捕獲するのはどういう人で、不妊去勢手術の財源はどこから出てくるのか。あまりにも具体性が無くあいまいな内容のように感じられる。</p> <p>「地域住民の有志が給餌、給水、排せつ物の処理、当該飼い主のいない猫の管理を行うこと」とあるが、「有志」はどういった人達で構成されるのか。1人では無理だし、もし誰も賛同しない場合はどのような対応をされるのか。町内会や自治組織への押し付けとなり得る可能性があり心配に思える。また、地域住民に理解を得られるよう、活動についての回覧板や担当者による個別説明訪問にて周知すると理解を得やすいのではないかと思う。</p>	<p>現状、地域住民の方やボランティアの方が中心となって地域猫活動を行っていますが、本条例により、地域に新たな責務を負わせるものではありません。</p> <p>また、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用については、仙台市獣医師会が助成事業を行っており、雄は1頭4,500円、雌は1頭9,000円の助成を受けることができます。</p>
15	<p>本条例による飼い猫と野良猫の区分の更なる明確化を希望する。</p>	<p>条例において、飼い猫と飼い主のいない猫を明確に定義するよう、適切な表現を検討します。</p>

16	資料2で突然、「2.定義「地域猫活動」が規定されているが、地域住民の理解の下に、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うという文面では誰が実行するのか、責務個所が見えない。	ご指摘の趣旨を踏まえ、適切な表現を検討します。
----	--	-------------------------

3 飼い主の責務

	意見概要	見解
17	必ず飼い猫にはチップを埋め込むことを義務付ける必要があると思う。	本条例骨子案において、飼い主の責務として、飼い猫が自己の所有であることを明らかにするための措置を講ずるよう努めることとしていますが、マイクロチップの装着もその中に含まれるものと考えます。まずは、その必要性や重要性を飼い主に普及啓発することが重要と考え、努力義務としたものです。
18	飼い主に責務と役割を良く理解してもらう事が大切である。飼い主が知らない事が多い。	ご意見の趣旨を踏まえ、条例の施行後、飼い主の責務がしっかり周知啓発されるよう、担当部局と十分に意思疎通を図ってまいります。
19	個人の多頭飼いも、飼養管理の前提条件として不妊手術等による繁殖防止を必須条件として、その履行を強く訴えるべきである。	本条例骨子案において、飼い主の責務として、飼い猫がみだりに繁殖して、適正に飼養することが困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術等の繁殖防止措置を講ずるよう努めることとしています。まずは、飼い主に対して、不妊去勢手術の必要性、重要性を普及啓発することが重要と考え、努力義務としたものです。
20	「周辺の生活環境に悪影響を及ぼすこと又は人に迷惑を及ぼすことがないように、飼い猫の適正に飼育すること」と義務化してほしい。また、多くの家庭で糞尿対策として猫除けに経済的支出を伴い、精神的に疲弊している状況を考慮すれば、「糞尿処理に責任を持ち（飼い猫の適正に飼育すること）」と追記してほしい。	「周辺の生活環境に悪影響を及ぼすこと又は人に迷惑を及ぼすことがないように」という規定の中に、ご指摘の糞尿に責任を持つことも含まれるものと考えます。
21	飼い猫が自己所有に係るものであることの明示の一例として名札の装着とあるが、名札以上に個体識別が確実なマイクロチップの装着を挙げた方がよいのではないか。	ご指摘の点については、条例策定作業において参考とさせていただきます。

22	<p>飼い猫には、ぜひ名札をつけて頂きたいと思う。</p>	<p>条例骨子案において、飼い主の責務として記載しています。条例の施行後、ご意見の趣旨を踏まえた取り組みがなされるよう、担当部局と十分に意思疎通を図ってまいります。</p>
23	<p>自宅内で飼育できない状況にあることも想定されることを踏まえ屋内飼養を努力義務としていると思われるが、飼い猫である以上、他者に迷惑をかけることがないように、敷地もしくは自宅内で飼育することが基本である。 「屋外のゲージで飼育するか、屋内において飼育すること」と明記すべき。</p>	<p>ケージで飼養するとしても、屋外では敷地外に出てしまう可能性が考えられるため、屋内で飼養するよう努めることとしています。まずは、屋内飼養の必要性や重要性を飼い主に普及啓発することが重要と考え、努力義務としたものです。</p>
24	<p>「おそれがある場合」と限定しているにもかかわらず、不妊去勢手術を努力義務としているのでは実効性が乏しいことから、「措置を講ずること」と明記すべき。</p>	<p>まずは飼い主に対して、不妊去勢手術の必要性、重要性を普及啓発することが重要と考え、努力義務としたものです。</p>
25	<p>①責務・役割の（２）１行目 「・周辺の生活環境に悪影響を及ぼすこと又は人に迷惑を及ぼすことがないように、飼い猫の適正な飼養に努めること。」→「共生に関する条例」なら、猫の福祉への配慮に関する言及が必要と考える。例えば、「・適切な給餌・給水、必要な健康の管理並びにその習性を考慮した飼養を行い、さらに周辺の生活環境に悪影響を及ぼすこと又は人に迷惑を及ぼすことがないように、飼い猫の適正な飼養に努めること。」</p>	<p>動物福祉の観点からは、「動物の愛護及び管理に関する法律」や「宮城県動物の愛護及び管理に関する条例」の規定により、一定程度担保されているものと考えます。一方、本市においては、飼い猫の適正飼養や飼い主のいない猫に関する知識が十分に浸透していないことが、猫に関する苦情・相談件数が増加している一因と考えられます。こうした現状を踏まえ、本条例の制定を目指すこととしたものです。</p>
26	<p>②責務・役割の（２）10-11 行目 2013年に環境省が発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」は、飼い主とペットが同行避難することが合理的であるとし、平常時の対策として、本10-11行で述べた「しつけ」の重要性とともに、避難所に受け入れてもらえるように普段からの近隣住民との良好な関係の構築を謳っている。後者こそ極めて重要と認識している。→「普段からの近隣住民との良好な関係を構築するとともに、飼い猫を日頃からリードや首輪に慣れさせるなど、大規模な災害の発生を想定した飼養に努めること。」と加筆すべきと考える。</p>	<p>ご指摘いただいた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を参考に、適切な表現を検討します。</p>

27	首輪は屋外では怪我の原因になることもあるので、必ずしも安全ではないことも分かっている。おいていただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、適切な表現を検討します。
----	---	-------------------------

4 事業者の責務

	意見概要	見解
28	飼い主のいない猫が減少しない原因の一つとして、ペットショップによる安易な販売又は譲渡があげられる。「購入者の理解を得よう努めること」という努力義務にとどめるだけでは成果があがらない。	ご意見の趣旨を踏まえ、適切な表現となるよう検討します。
29	事業者に対してどのような努力を課すのか具体的な方法を示すべきと考える。例えば、猫の新たな購入(飼育)を希望する者に対して、保険契約で使われるような「意向確認書」を用いて、項目を列挙した仙台市統一様式を作成して、チェックすることを義務化し、その確認書も保存年限を設け、行政側として事業者に対しての臨店検査を定期的実施することが必要だと考える。また、可能であれば条例化するにあたっては厳しい罰則も盛り込んでもらいたい。	「動物の愛護及び管理に関する法律」及び同法施行規則により、販売業者に対し、購入者へ説明を行った際に購入者に署名等による確認を行わせる義務が規定されており、違反した場合の罰則も定められています。そうした現状を踏まえ、本条例骨子案においては、事業者に対する罰則を盛り込まないこととしましたが、猫の販売が法に基づいて適切に行われるよう、担当部局と十分に意思疎通を図ってまいります。
30	猫の販売につき、8週齢規制(生後8週間は親子共に飼養するよう努める)との内容を盛り込んでいただきたい。8週齢規制は社会性や免疫力がつけるものであるが、それらが不足している猫の販売を規制することによって、飼い主としても適正飼養がよりしやすくなり、安易な遺棄等の減少に繋がると考える。	本条例骨子案は、現状で「動物の愛護及び管理に関する法律」において事業者に課されている責務を基本に検討しています。
31	3(3)事業者の責務について 猫の販売について、8週齢規制を盛り込むべき。	
32	ペットショップで購入する場合、保証人を必須にすること(単身者は2名以上として購入者がお世話できなくなった場合、保証人が責任を持ってそのペットを引き取りお世話する確約書を書いてもらう)とペットには販売者の店の情報も入れたマイクロチップ装着を義務化する必要があると思う。	本条例骨子案は、現状で「動物の愛護及び管理に関する法律」において事業者に課されている責務を基本に検討しています。

33	<p>ペットショップでの生体販売頭数制限を条例で定めることはできないのか。</p> <p>お店の延べ床面積に対してケージの大きさを指定しての頭数制限です。</p> <p>また、大型商業施設でペットショップを営業できない条例を制定することはできないのか。</p>	<p>本条例骨子案は、現状で「動物の愛護及び管理に関する法律」において事業者に課されている責務を基本に検討しています。</p>
34	<p>③（３）事業者の責務の１行目</p> <p>飼い主のいない猫を減らし、災害発生時の迷い猫を減らす主たる方策の１つとして、所有者明示が「基準（災害時におけるペットの救護対策ガイドライン）」でも明記されている。事業者にも、購入者へ「所有者明示」が義務であることも説明してもらうことが有効である。→「猫の販売又は譲渡を行うに当たり、所有者明示、適正な飼養及び終生飼養について必要な説明を行い、購入者の理解を得るよう努めること。」と加筆すべきと考える。</p>	<p>本条例骨子案は、現状で「動物の愛護及び管理に関する法律」において事業者に課されている責務を基本に検討しています。</p> <p>なお、骨子案においては、飼い主の責務として、飼い猫が自己の所有であることを明らかにするための措置を講ずるよう努めることとしています。所有者明示についても、周知徹底がなされるよう、担当部局と十分に意思疎通を図ってまいります。</p>

5 市民等（町内会、企業、マンション管理組合、ボランティア等）の理解と協力

	意見概要	見解
35	<p>地域猫の対応について、地域ではその様な状況になく、めいわくな存在である。地域（町内会）でこれに対応できる能力と事業力はない。</p>	<p>地域猫活動については、まずは広く市民の皆さまに知っていただき、活動に対してご理解いただくことが第一であると考えます。その上で地域猫活動が行われることが理想ですが、地域に新たな責務を負わせるものではありません。</p>
36	<p>猫は苦手であるので、野良猫にエサを与えないでほしい。</p>	<p>条例骨子案において、市民等に、猫が苦手な方等に対し十分に配慮するよう努めること、また、飼い主のいない猫に対して給餌等を行う場合は、地域猫活動につなげ、周辺の生活環境に十分配慮するよう努めることとしています。</p>
37	<p>個人が全部の野良猫の面倒を見るのは大変。大型スーパーや事務所、町内会等の協力があればいい。</p>	<p>条例骨子案において、市民等（町内会、企業、マンション管理組合、ボランティア等）の地域猫活動への理解と協力について記載しています。また、各主体が相互に協力していくことが重要と考えます。</p>

38	<p>一部市民の無責任な餌やり行為（かわいそう、かわいい等の感情的行為）が、野外猫の繁殖推進となり、新たな飼い主のいない猫を誕生させる大きな要因となっている。減少させるためにも具体的表現をもって同行為は愚かな行為であり、市民の義務として、強く実施しないように訴えるべきである。</p>	<p>本市においては、飼い主のいない猫に関する知識が十分に浸透していないことが、猫に関する苦情等が増加している一因と考えられます。そのため、まずは本条例により、不妊去勢手術の必要性等について、市民の共通理解を醸成することが重要と考え、義務規定ではなく、各主体の責務又は理解・協力として努力義務を記載したものです。</p> <p>なお、本条例はあくまでも取り組みの第一歩となるものであり、将来的に内容の見直しを行うことも視野に入れて検討してまいります。</p>
39	<p>地域猫活動についての理解を深める役割を市民等に担わせるのは限界があるため、積極的な行政の関わりが必要である。たとえば、宮城県にある動物愛護推進員のような立場の者を仙台市においても活用した方がよいと考える。</p>	<p>ご意見については、条例施行後の取り組みの展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
40	<p>市民に地域猫活動に対する理解を求める場合、宮城県の「動物愛護推進員」のような立場の者を配置し、活用するとよいのではないか。</p>	
41	<p>不適切な猫の飼い方により、迷惑をかける側と迷惑を受ける側が同一の町内会の会員であっても、あるいは一方が他の町内会の会員であったとしても町内会という組織が法令によって一定の責務、役割を担うことは町内会組織の機能上からも、財政的な面からも難しいものがあると考えます。</p> <p>町内会は、住民による任意・自発的な活動組織であることを考え合わせ、条例において町内会の責務、役割を規定する場合には、慎重な配慮を希望する。</p>	<p>地域猫活動が「飼い猫のいない猫」を減らしていくための活動であることを理解していただくなど、条例への理解や協力をお願いするものであり、町内会に新たな責務を負わせるものではありません。</p>
42	<p>町内会は主体ではないが地域に対する共助、共益が目標の任意団体であるので、全く関係ないとする事は、誤った考えを町内会に与える事になりはしないか危惧する。そのため町内会は協力する旨の文言は必要。</p>	<p>ご指摘のとおり、条例骨子案において、町内会等の理解と協力についても記載しています。</p>

43	町内会単位で、もっと野良猫・地域猫のことを話し合ったり、勉強会を開く、地域で保護された猫・子猫の譲渡会を集会場で開くことができれば良いと思う。任意で行うとなると、参加する地域も限られると思うので、勉強会を開く義務ができて欲しい。たくさんの町内の掲示板に、地域猫・さくら猫などについてのポスターなど掲示をしてもらうことで、いつでも目にすることができる環境を作り、考えてもらうきっかけになれば良いと思う。	条例骨子案において、市民等に対して地域猫活動に対する理解を深めるよう努めることを努力義務としています。 まずは今回の条例の内容について市民への周知徹底を図り、実効性を高めていきたいと考えます。
44	野良猫を見たら餌をやるな、ではなく野良猫を見たら不妊手術をしましょう！という街づくりにして欲しい。	飼い主のいない猫に対しては、単に給餌をするに留まらず、不妊去勢手術を行うことや、地域猫活動に発展させていくことが重要です。まずはこうした知識を広く市民の皆さまに普及啓発していくことが重要と考え、条例骨子案に記載しています。
45	市民等の理解と協力として、 ・野良猫に給餌している人を把握する ・給餌の状況を聞き取る ・繁殖を防ぐためには手術が必要なことを説明し、捕獲器を貸与し捕獲に協力してもらう ・補助金の他、募金箱の設置など不妊手術の費用を集める方法を検討する ・給餌の仕方を、分散して一ヶ所にたくさん集まらないようにしたり、住民の通行のすくない時間にしたりする ・町内会が中心になり、地域猫にするためのルールづくりについて住民との話し合いを持つ	ご意見については、条例施行後の取り組みの展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。
46	地域猫を単に負の存在として捉えるだけでなく、地域猫によるネズミ数の抑制効果や癒し効果という正の側面も評価すべきと考える。それでこそ「共生条例」にふさわしいと考える。「地域猫活動は、地域住民のいやしに貢献するとともに、飼い主のいない猫を減らしていくための活動であることについて、理解を深めるよう努めること」と加筆すべきと考える。	本条例においては、猫が好きな方も苦手な方も猫と共生することができる社会の実現を目指していることから、猫が苦手な方にも配慮した表現としています。

6 獣医師等の理解と協力

	意見概要	見解
47	<p>助成金の制度は、とてもありがたいが、反面、とてもわかりづらく、いざという時に利用できなかったこともある。</p> <p>利用しやすい助成金をお願いしたい。</p>	<p>ご意見については、条例施行後の取り組みの展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>

7 市の取り組み

	意見概要	見解
48	<p>仙台市とボランティア代表と獣医師等の三者(状況によっては事業者も含めた四者)で集まり、意見を述べ合う定期的な会合を設置してもらいたい。問題点の洗いだし、取り組みの状況の確認、今後の計画の策定等、最前線で行動しているボランティアの意見を取り入れる仕組みを構築していただきたい。</p>	<p>ご意見については、条例施行後の取り組みの展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
49	<p>地域猫対策自体が仙台市ではボランティア任せにして丸投げしている部分が多すぎるのが実情である。市民への啓発や参画など仙台市動物管理センターが積極的に介入してほしい。</p>	<p>本条例骨子案において、市の責務として、地域猫活動等の知識についての普及啓発を行うこと、また地域猫活動に関わる市民等に対する支援を行うよう努めることとしています。</p> <p>ご意見は条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
50	<p>仙台市動物管理センターの運営に関する抜本的な改革が必要である。市民ボランティアとの協働・連携が全く改善されず後退していきばかりである。</p> <p>ボランティアを都合良く利用し、逆にこちらからの協力の申し出は拒絶するなど閉塞感がある。</p> <p>東日本大震災時は非常に協働が軌道に乗っており、犬猫殺処分をゼロにするための双方の意思統一が出来、実際にその問題をクリアすることが出来ていた。</p> <p>お互いが歩み寄り、真摯に取り組むための公に開かれた運営委員会が必要ではないか。</p>	<p>ご意見については、条例施行後の取り組みの展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>

51	<p>仙台市動物管理センターに収容され譲渡対象となった猫はセンター主催の猫譲渡会等で新たな飼い主を探すことが出来るが、市民ボランティアが保護した猫に関しては門扉が開かれていない。仙台市でも、公共施設の一角を市民ボランティアの保護猫譲渡会開催場所として提供いただけると、新たな飼い主を探すというもっとも理想的なかたちで、飼い主のいない猫を減少させることが出来る。是非条例に組み込んでほしい。</p>	<p>ご意見については、条例施行後の取り組みの展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
52	<p>仙台市動物管理センター主催の猫譲渡会の手伝いボランティアを行っているが、収容頭数を減らすために安易な譲渡を行っているのではないかと不安を感じる場面がある。飼い主のいない猫を増やさないための譲渡であるなら、譲渡後の避妊去勢手術の実施確認や室内飼いが実践されているか訪問指導の強化も必要ではと思う。</p> <p>また、不適切飼育に関しての近隣住民からの苦情を解決するためには、巡回指導も必要であり、行政からの注意や忠告などある程度の指導権限があることが望ましい。</p>	<p>ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
53	<p>猫問題に悩む人々への現地訪問及び原因調査を行うべき。猫除け対策をしても解決できないから、骨子案の資料にもあるように年々猫に関する苦情・相談が増えているのは明白だ。猫に対する行政の取り組み方法を見直したほうがよいと思う。</p>	<p>ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
54	<p>「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術を行う場合、獣医師会から一部助成金が出るが、全額ではないため、その差額は市民の全額負担となる。地域猫活動を行っている市民がこの額を負担し続けるには限界がある。仙台市も神戸市のように全額公費負担とし、地域猫活動が無理なく継続できるようにしてほしい。</p> <p>原資として仙台市の予算のほかに、企業からの寄付金、個人の寄付金、ふるさと納税等が考えられる。</p>	

55	<p>飼い猫も犬と同じように登録してはどうか。</p>	<p>猫の登録制や届出制については、実効性の担保が困難なことなどから、本条例骨子案には盛り込まないこととしたものです。</p> <p>なお、いただいたご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
56	<p>猫を飼う人は犬を飼う人と同じように登録制にして、より責任をもって飼ってほしい。</p>	<p>猫の登録制や届出制については、実効性の担保が困難なことなどから、本条例骨子案には盛り込まないこととしたものです。</p>
57	<p>飼育者または占有者はペットを飼う際行政へ報告義務を定める「猫飼育申請制度」を設けてはいかがか。</p> <p>ペットショップや里親から購入、譲渡されたら、必要な情報を行政に報告する。基本的な個人情報マイナンバーカードを使用すれば自身で記入する手間も省け、申請の簡略化につながる。また、追加情報は専用のメールフォームやFAX、郵送にて行うことができるのではないではないか。ただこの提案は猫だけではなく全てのペットに適応されるべきだと考えている。</p> <p>これが実現できれば飼育者及び占有者も生半可な気持ちで飼育することも少なくなり、行政もペット飼育に対する現状をデータ化しやすく把握しやすくなると思う。</p>	<p>なお、いただいたご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
58	<p>復興公営住宅のペット棟に住んでいるが、ペットの数の制限がなく最初に登録して入居後より猫がかなり増え、尿の匂いが廊下まで匂う。多頭飼育を仙台市が確認してほしい。</p>	<p>ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、関係部局に伝えます。</p>
59	<p>「地域猫活動」の内容はもとより、猫の生態や飼育方法、動物愛護法の内容も知らない方は多いため、情報宣伝力の強い行政が率先しての定期的・継続的・組織的な啓蒙活動をお願いしたい。</p> <p>その際、What（何を）How（どうやって）のみを強調するのではなく、Why（なぜそれを行う必要があるのか、それを行うことで住民にどのようなメリットがあるか）の部分丁寧に説明し続けることが肝要と思う。</p>	<p>条例骨子案において、市は、飼い猫の適正な飼養及び地域猫活動等の知識について広く普及啓発を行うこととしています。</p> <p>効果的な普及啓発が図られるよう、ご意見を担当部局に伝えます。</p>

60	<p>地域ボランティア及びNPOが協力し、管理されていない猫を地域猫及び保健所や獣医師会とも連携、捕獲し不妊去勢を続けていけば自然と管理されていない猫が減少すると思う。</p> <p>市はそれらに補助金等の支援や、ボランティア団体にクラウドファンディング等での別の資金調達方法も含めたノウハウ連携協力を行う。</p>	<p>ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
61	<p>「多頭飼育の崩壊が発生しないよう、…指導や働きかけを行うこと」との記載があるが、その前提として、多頭飼育について届出や登録等の制度がなければ、情報共有も早期発見も十分にできないと思われる。</p> <p>猫の多頭飼育については、届出制とするのが望ましいと思う。</p>	<p>猫の登録制や届出制については、実効性の担保が困難なことなどから、本条例骨子案には盛り込まないこととしたものです。</p> <p>関係部局間での連携や情報共有について、条例の施行後、条例に基づいた取り組みがしっかりとされるよう、担当部局と十分に意思疎通を図ってまいります。</p>
62	<p>多頭飼育崩壊の発生防止として関係部局間連携による早期探知の有効性について疑問である。特に猫の場合は登録制度がないため、多頭飼育の把握は困難である。生活保護受給など行政と関わりがある者であれば関係部局間連携も有り得ようが、全く関わりがなければ行政側も把握する手段がない。そのため、まずは行政が多頭飼育を把握する手段として、一定数(10頭)以上の多頭飼育については届出制とすべきであると考えている。</p>	
63	<p>多頭飼育崩壊の防止策として多頭飼育の届出制を採用してはどうか。多頭とは概ね10頭程度と考えるが、他市の例も参考とすべき。</p>	<p>猫の登録制や届出制については、実効性の担保が困難なことなどから、本条例骨子案には盛り込まないこととしたものです。</p>
64	<p>独居老人、生活保護を受けている方の多頭崩壊が多い。民生委員、デイサービス（職員は必ず家に入る）の方などと、アニマルと連携し指導してもらいたい。</p>	<p>ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
65	<p>仙台市としてボランティアだけに頼るのではなく、支援のあり方（特に補助金）について明確にしてもらいたい。</p>	<p>条例骨子案では、市の取り組みとして、飼い主のいない猫の不妊去勢手術等に関わる市民等に対する支援を行うよう努めることとしています。具体的な支援のあり方の検討については、ご意見の趣旨も踏まえ、担当部局に伝えます。</p>

66	生活保護を受けている方は1頭原則（避妊手術をする）とか決めるべき。	本条例骨子案において、飼い主の責務として、飼い猫がみだりに繁殖して、適正に飼養することが困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術等の繁殖防止措置を講ずるよう努めることとしています。まずは、不妊去勢手術等の必要性や重要性について市民への周知徹底を図り、実効性を高めていきたいと考えます。
67	税金については、生きた使い方をしていただくよう希望する。殺処分するためにお金を使うのではなく、共生するための活動に使ってほしい。	ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。
68	幸いにも市内には不幸な猫を減らすために活動している一般市民のボランティアが、個人、グループを問わず多数いる。その人たちの協力を得てガイドラインにもある地域猫活動を行政・市民一体となって進めていただくよう希望する。	ご指摘のとおり、市、ボランティアなど各主体が相互に協力していくことが重要と考えます。ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。
69	<p>条例はいわばハード面の施策で、ソフト面的には飼い主や事業者への意識改革啓発啓蒙活動を長く続けていく必要がある。以下、進め方として提案する。現在の飼い主に管理を徹底させ、放し飼いを防ぎ現在の管理されていない猫を増やさない施策と、犬の様に登録制等にし、安易な飼養について事業者及び購入者に意識させる事で将来新たな管理されていない猫を増やさない施策で入口規制をして流入量を止める、ないし少なくしてから、現在の管理されていない猫を少なくする施策を実施してはどうか。</p> <p>登録制が無理であれば、地域(町内会またはペットの会等)でペット名簿の義務化等(文言は義務としなくても良いが)を条例に追加してはどうか。</p>	<p>本条例では、「飼い猫」について屋内飼育など正しい飼い方のルールを徹底することで「飼い主のいない猫」への流入を止めるとともに、地域猫活動などにより「飼い主のいない猫」自体を減らしていくことを目指しています。</p> <p>なお、猫の登録制やペット名簿の義務化については、実効性の担保が困難なことなどから、本条例骨子案には盛り込まないこととしたものです。</p>

70	<p>動物愛護法の改正や地域猫活動については猫の生態に関する基礎知識や、いわゆる「野良猫」がなぜかくも街中に大量発生するに至ったかの背景等も、根気強く継続して周知説明する必要を感じている。その際、市も受験会場となっている『ねこ検定 中級・上級編』（廣済堂出版）に、わかりやすい図説・データなどが掲載されており、うまく活用できないか。</p> <p>さらにいえば、この検定の合格者など猫に関する有識者を、各地の地域猫アドバイザーとして参画してもらおうよう呼びかけるのもいかがか。</p>	<p>ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
71	<p>地域猫活動には、周辺住民への周知・活動実施の了解取り付け、活動スタッフの確保、獣医師との連携、地域の野良猫数の把握、捕獲・移送、TNR後の個体管理（給餌、糞尿の始末）など、実働業務が多岐にわたっている。</p> <p>行政には、町内会長に呼びかけるのみではなく、町内会とすでに保護活動をしている各種ボランティアとの「橋渡し・コーディネート業務」を積極的に担っていただきたい。</p> <p>民間の保護猫ボランティア団体数やその活動内容の把握、実働者（町内会や各種ボランティア団体）への助成なども検討していただきたい。また、地域猫活動を始めたいという地域へ派遣するアドバイザーの確保・育成も必要と考える。</p>	
72	<p>町内会にアニマルは指導できないのか。</p>	<p>本条例骨子案において、市の取り組みとして、地域猫活動に関わる市民等に対する支援に努めるよう記載しています。条例の実効性を高めるためには、市からの指導という形よりも、各主体が相互に協力していくことが重要と考えています。</p>

73	<p>公金を使用しての地域猫活動を疑問視している方も多々あり、今後は税や寄付に頼るのみではなく、民間企業等と連携して継続的に活動資金を得る仕組み作りも必要か思う。</p> <p>インターネットを使って広く周知し、ふるさと納税に絡めるなどして資金を集める方法も検討視野に入れていただければと思う。「継続・安定した」活動費収入につながる道を探ることが大事と思う。</p>	<p>ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
74	<p>行政の力で、獣医師会との連携協力もより強化できないか。</p> <p>獣医師により野良猫の不妊手術代がまちまちである。できればチケット制などにして、どこの医院でも一律料金で手術を請け負っていただけるようなしくみができないか。猫の保護や手術代負担があまりにも個人・町内会・開業医にかかり過ぎていることが、地域猫活動が広まらないネックにもなっているのではないか。</p>	
75	<p>個人的に保護猫活動をしているボランティアの中には、自宅で数十匹の猫を保護している方もいる。この際、大変なのは猫を保護管理・飼育する「場所とスタッフの確保」である。</p> <p>例えば、市内に点在する「空き家対策」の一環として、家の所有者や周辺地域の住民の理解を取り付ける必要もあるが、このような空き家を保護猫活動の拠点（保護した猫の、里親が見つかるまでの一時的な預かり処など）として再活用させてもらえないか。ペットの保護場所準備が急務とも考えられる。</p>	
76	<p>市の取り組みとして、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとあるが、財政当局を巻き込まなければ困難である。</p> <p>担当部局の努力に期待するのではなく、財政当局の協力も得られるよう具体的表現を明記すべきである。</p>	<p>ご指摘の点については、条例策定作業において参考とさせていただきます。</p>

77	<p>行政が民間企業へ介入することは難しいと思うが、動物愛護法の改正により、業者からの引き取りが規制されたことから、悪質な動物の「引取り屋」を生んでいる。まずは仙台市における悪質な「引取り屋」の実態把握・取締りにも目を光らせていただきたい。</p>	<p>ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
78	<p>首都圏で展開している保護猫団体を仙台へ誘致する、もしくはその活動方法や運営方法を学んではどうか。上記団体は「保護猫付き集合住宅」などの運営も住宅会社と共同で行っている。猫好きと猫嫌いが近所に住むことでトラブルになるなら、いっそのこと猫好きな人だけが集まって住む地域があってもいいのではないかと思う（一棟まるごと猫のみ飼育可というマンションやアパートを建てるなど。この際、「空き家」を改築して保護猫飼育者用のシェアハウスにしてもいい）。ただし、室内飼育を厳守すること、ペットショップ購入した猫を飼育するのではなく、原則としてアニマル仙台などで保護された猫の里親となり飼育することなどを条件とする。</p>	
79	<p>個人的に遺棄動物や野良猫の保護活動されている方もいらっしゃるので、何とかそれらの人々を支えつなぐ仕組みと、継続的に活動を続けられるような情報提供その他のサポートを、行政に期待している。</p>	<p>条例の実効性を高めるには、市、町内会、ボランティアなど各主体が相互に協力していくことが重要と考えます。条例の施行後、ご意見の趣旨を踏まえた取り組みがなされるよう、担当部局と十分に意思疎通を図ってまいります。</p>
80	<p>費用と効果を考えて選択と集中を実施する為に、苦情相談の喫緊性の地域差の情報をもう少し分析正確に把握し、その地域に人、お金を選択集中して施策を重点実施する。特定地域の効果を見ながらその他の地域にも順次広げていく事で効果が表れてくるのではないかな。</p>	<p>ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>

81	ホームセンターのペットショップは亡くなった小さな猫、犬はゴミとして捨てているようだ。動物管理センターに定期的に視察指導してほしい。	ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。
82	不妊去勢手術費用は仙台市から助成があるが、その全額が助成されるわけではないためにボランティアがその半分以上を自己負担しており、借金をして費用に当てているボランティアも多くいる。飼い主のいない猫はその地域の問題でもあるから、町内会費を不妊去勢手術に当てられるように、町内会長の集まり等で説明をしてもらいたいと思う。既に新潟市等では市の予算が限られているため町内会費から捻出できるように周知及び運用を行っている。	
83	市民協働の精神はとても重要だと思うが、飼い主のいない猫に対しての具体的な行動のほとんどがボランティアの自腹で実行されている現状を解決するためには、アニマル仙台のボランティアに対する協力が不可欠である。アニマル仙台の役割をもっと明記してもらいたい。	本条例骨子案において、市の取り組みとして、地域猫活動に関わる市民等に対する支援や猫に関する知識の普及啓発に努めるよう記載しています。条例の実効性を高めるためには、市、ボランティア等、各主体が相互に協力していくことが重要と考えています。
84	アニマル仙台にもっと強力な権限を与えてもらい、警察との情報共有、強制立入検査をされるように改善してもらいたい。	本条例では、まずは飼い主の責務等について市民への周知徹底を図り、実効性を高めていきたいと考えます。
85	ボランティアも仙台市から公認を与えるような制度もつくり、堂々と胸をはってボランティアが活動できる環境を整備してもらいたい。	ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。
86	地域猫活動に関わる市民等に対する支援を行うと記載があるが、支援の具体的な内容を例示として盛り込む、あるいは別途ガイドラインとしてまとめた方がよいと考える。'	ご指摘の点については、条例策定作業において参考とさせていただきます。なお、ガイドラインについては、条例施行後の具体的な施策に関するご要望として、担当部局に伝えます。

87	「地域猫活動に関わる市民等に対する支援を行うよう努めること」と書かれていますが不明確。	ご指摘の点については、条例策定作業において参考とさせていただきます。
88	「地域猫活動」という名のもとに、ボランティアの方々に野良猫の対応を「まる投げ」というイメージがある。 「地域猫ボランティア」のグループの資格、活動状況、近隣住民の同意を得られているのか、などのチェックが必要である。	条例骨子案において、市に対して、地域猫活動に関わる市民等への支援に努めるよう記載しています。また、条例の実効性を高めるためには、市、ボランティア等、各主体が相互に協力していくことが重要と考えます。
89	餌のみ与え、無責任に外で飼っている人たちへ、自分の家での排泄がなければ必ずほかの人に迷惑をかけているという意識づけをするための具体的活動の啓蒙や、安易な餌やりをしている人へ、可哀そうな猫を増やすことにつながっているという自覚を植え付けるための具体的活動の啓蒙、トイレのしつけはできるという自覚を持ってもらい、責任はそこまでであるという自覚を持ってもらうための具体的行動の啓蒙を明記すべき。	飼い主のいない猫に対しては、単に給餌をするに留まらず、不妊去勢手術を行う、または地域猫活動に発展させていくことが重要です。まずはこうした知識を広く市民の皆さまに普及啓発していくことが重要と考え、条例骨子案に記載しています。
90	共生を目標に掲げるなら、トイレのしつけも、花壇や家庭菜園に入り込んで台無しにしたり、木から飛び降りて脅かすようなことはさせない、屋根で遊ばせない教育のできる人たちがいるということをアピールする活動と市がその人たちを増やす努力をすることを明記すべき。	条例骨子案において、飼い主の責務として、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすこと、または人に迷惑を及ぼすことのないよう適正飼養に努めることを記載しています。
91	生体販売の禁止に向け、まずは8週齢以上の子猫販売のチェック体制づくりから始めるべき。	ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。
92	仙台市の助成金・民間のどうぶつ基金などの制度を使用しても、保護活動者が負担する金額は大きくなる。外国では、保護活動者は、その内容を申告して、税金が安くなる制度などもあるようなので、将来的に、日本にも導入してもらいたい。	

93	あまりに猫の飼い方を知らない市民が多いので、学校教育で特別授業をしてはどうか。	ご指摘いただいた、子どもたちへの教育は非常に重要なものと認識しています。ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、関係部局に伝えます。
94	情報を周知し共有する仕組みが必要。例えば仙台市の広報誌にペット(猫)に関するコーナーを設けて現状を発信し続ける事で、より多くの人に読んで頂き認識させる。その内容に捕獲数や殺処分のデータの掲載、及びアニマル以外の譲渡会の情報も併せて載せるなど情報の発信を積極的に行い一般市民にも関心を持って頂く様にするソフト面の施策も考えるべき。	条例骨子案において、市は、飼い猫の適正な飼養及び地域猫活動等の知識について広く普及啓発を行うこととしています。 効果的な普及啓発が図られるよう、ご意見を担当部局に伝えます。
95	町内での活動は当該飼い主のいない猫の管理を行うことは、具体的に猫の所在や数、種類、状態等を把握することは大変である。近隣町内会との連携強化も必要であり、当然それなりに年毎の町内の体制を決めたり、それなりに予算化したりしなければならなくなるため、飼い主のいない猫の管理手法を判りやすくした運用手順書等を発行願いたい。	ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。
96	「…地域猫活動に関わる市民等に対する支援を行うよう努めること」との記載があるが、「支援」の内容としては、活動への無理解によって具体的なトラブルが生じている場合に、市の担当者が当事者を訪問して説明・説得を行うなど、窓口での助言や指導に留まることなく、積極的・具体的な活動を行うようにしていただきたいと希望する。	
97	地域猫活動をするためには、その地域の方の理解が必須であるので、町内会長を含めて地域の方へ説明をして、理解してもらい実現できるように、モデル地区を決めて実施して、地域説明会で実際のケースとして話すことが、理解へつながるかと思う。 その際、地域猫やTNRがなぜ必要なのか、環境問題がどのように改善されたのか、その地域の猫が何頭から何頭に減ったのか、というところを具体的に示す必要があると思う。	

98	ペットショップではなく、保護猫を積極的に受け入れる風潮・制度の実現をお願いしたい。	条例骨子案において、市の取り組みとして、猫の譲渡に関わる市民等に対する支援について記載しています。ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。
99	「猫はペットショップで買うものではなく、保護するもの」という意識が住民に周知され定着するよう根気強い啓蒙啓発と同時に、社会の中で地域猫が生きていけるような環境整備、仕組みづくりが急務ではないかと思っている。	条例骨子案において、市の取り組みとして猫の譲渡に関わる市民等に対する支援について記載するとともに、地域猫活動の知識についての普及啓発等についても明記しています。ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。
100	ボランティアにとって地域猫、TNRという言葉は身近な言葉だが、猫を飼っている人でも地域猫、TNRを知らない人がいる中で、一般市民の方へ理解してもらうのには相当時間が掛かると思う。啓発活動をしっかりしていかなければならないと思う。	条例骨子案において、市は、飼い猫の適正な飼養及び地域猫活動等の知識について広く普及啓発を行うこととしています。効果的な普及啓発が図られるよう、ご意見を担当部局に伝えます。
101	野良猫へ餌やりをしている人を排除するのではなく、協力してもらい地域猫活動を進めていくのが良いと考える。餌やりをしている人の中にも野良猫をなんとかしてあげたいと思っている人がたくさんいるはずで、ただどうしていいのかわからずにいる方が多いため、TNRという方法があるという事を、世間に広めて欲しい。	
102	野良猫を減らすには地域猫という活動だけでは難しく、1匹でも多くの野良猫を不妊手術する、TNRが一番効果的だと考える。しかし、不妊手術も病院により料金がまちまちで、野良猫を捕獲した人が負担する事になり、一人で何匹も手術すると相当な金額になる。そこで、仙台市として、年に数回一斉TNRを企画することはできないか。 獣医師に協力してもらい、会場に持ち込んだ野良猫に対して無料で手術してもらえば、個人での手術代の負担額も減るし、たくさんの野良猫をTNRできる。 是非検討して頂きたい。	ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。

103	「置き餌」をしないよう注意啓発してほしい。	<p>条例骨子案において、飼い主のいない猫に対して給餌を行う場合は、周辺的生活環境に十分配慮することとしています。</p> <p>条例の施行後、ご意見の趣旨を踏まえた取り組みがなされるよう、担当部局と十分に意思疎通を図ってまいります。</p>
-----	-----------------------	---

8 組織

	意見概要	見解
104	<p>TNR 活動を行うにあたり、協力動物病院などもボランティアが個人的に手探りで探している状況でロスが多い。市獣医師会や仙台市動物管理センターに地域猫対策支援本部を設置し、迅速に対応できる窓口を開設してほしい。増加していくばかりの苦情を解決するためには、必要不可欠だと思う。</p>	<p>本条例骨子案では、猫に関する施策等について協議するため、外部有識者等で組織される協議体の設置を想定しています。当該協議体のあり方については、担当部局と十分に意思疎通を図ってまいります。</p>
105	<p>仙台市（動物管理センター）と独立した組織を設立し、そこでは「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術に特化することとしたい。新たにこの組織を設立することで、「地域猫活動」をスムーズに行うことができ、最終的には猫の適正飼育と地域のトラブル解消につながると思う。</p>	
106	<p>適正飼育ガイドラインを作り、それを広く市民に周知してもらうためのパンフレットが作られているが、動物管理センターでは、「寝た子を起こすようなことはするな」という方針で、今問題が起きていないところには配らずに管理センター内にパンフレットが山積みになっている様子。</p> <p>条例が制定され、条例に記載されたような組織が作られても、その組織の考え方が今の動物管理センターと同じなのであれば、全く意味がない。あるべき姿を求めるのであれば、その姿が実現できるような仕組みをしっかりと作っていただくよう希望する。</p>	

107	<p>組織で「飼い猫の適正な飼養及び飼い主のいない猫に関する施策について協議し、当該施策を推進するための組織を設置する」とあるが、市のどこで担当するのか。動物管理センターは、同様の「仙台市動物愛護協議会」を所管しており、二重の設置となる。</p> <p>設置を求めるなら重複しないよう所管する担当部局を具体的に明記するべきである。</p>	<p>本条例骨子案では、猫に関する施策等について協議するため、外部有識者等で組織される協議体の設置を想定しています。当該協議体のあり方については、担当部局と十分に意思疎通を図ってまいります。</p>
108	<p>組織が出来るとその組織に頼りすぎ、上手くできなかった時にその組織に責任を負わせようとの意識が働くのですべての組織が関係することであることを条例の文言に入れる。</p>	
109	<p>実務上ではボランティア組織と新しく出来るであろう組織が主体として行うが、町内会等への相談等情報共有をして、組織と組織の横のつながりにより共通認識を持ち続けることが活動に幅を持たせることで活動が持続し効果が表れる。また新たな問題に対しても理解度が違ってくるのではないかと思う。</p>	

9 実効性の担保

	意見概要	見解
110	<p>一部の人には罰則等がなければ効果がないのではないかと言う人もいるが、説明にもあった様に上位法規があるので条例ではそこまで必要性は低いと思う。</p> <p>悪いと思っても違反をする人は罰則がないからと繰り返す人はいるが、その様な人は少ないと思いたい、それ以外の人には意識を改める可能性があるので寛容的で良いし、効果がある程度望めるのではないか。</p>	<p>ご指摘いただいたとおり、まずは猫の適正な飼い方などの知識の市民への周知徹底を図ることで本市条例の実効性を高めていきたいと考えます。</p>
111	<p>「罰則の適用」について、動物愛護法や県の条例だけに委ねるのでなく、仙台市としても罰則を設け実効性を担保すべきである。具体的には、飼い主が上記の義務化項目を反故にした場合、周囲の過程が受けた経済的精神的被害に対して損害賠償の責務を負うことを明記すべきである。</p>	<p>猫の適正な飼い方などのルールが周知されないことには問題解決は難しいと考えられ、まずは市民への周知徹底を図ることで本市条例の実効性を高めていきたいと考えます。</p> <p>なお、今回の条例はあくまで取り組みの第一歩となるものであり、将来的に状況が改善されなければ、内容の見直しを行うことも視野に入れて検討してまいります。</p>

112	<p>動物愛護法や宮城県動物の愛護及び管理に関する条例の罰則を適用されることが書いてあるが、罰則内容が弱く、抑制効果に疑問がある。</p> <p>宮城県警察がアニマル仙台と連携して情報共有して、最寄りの交番にも情報提供してパトロールを強化する等の仕組みを文言に取り入れてほしい。</p> <p>責務・役割の中に「(6)警察等との協力による虐待の防止」も入れてほしい。</p>	<p>猫の適正な飼い方などのルールが周知されないことには問題解決は難しいと考えられ、まずは市民への周知徹底を図ることで本市条例の実効性を高めていきたいと考えます。</p> <p>なお、今回の条例はあくまで取り組みの第一歩となるものであり、将来的に状況が改善されなければ、内容の見直しを行うことも視野に入れて検討してまいります。</p>
113	<p>猫の飼い主がこの条例に反した場合の罰則などを設けないと実行は難しいと思います。</p>	
114	<p>「実効性の担保」による最近の実例はあるか。</p>	<p>「平成 30 年における生活経済事犯の検挙状況等について」（警察庁）にて、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 44 条違反であるとして、平成 30 年に検挙された件数は 84 件であると公表されています。</p>

10 その他

	意見概要	見解
115	<p>飼育猫以外への罰金付きの餌付け禁止条例の制定を提案する。そして罰金の使い道だが、地域猫活動推進の財源とすれば有効な活用法になるだろう。</p>	<p>本条例骨子案において、市民等に飼い主のいない猫に対して給餌を行う際に守っていただきたいことを記載しており、まずは、こうした知識、ルールの周知徹底を図ることで条例の実効性を高めていきたいと考えます。</p>
116	<p>広場、公園の施設で砂場がありますが、常時、猫、犬の汚物でいっぱいである。子どものために設置したのだろうが、非常に子どもには危険だ。市の対応を求める。</p>	<p>本条例骨子案では、飼い主に、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすこと等がないよう飼い猫の適正な飼養に努めること、また、市民等に対して猫が苦手な方等に対して十分配慮するよう努めることを記載しています。</p> <p>ご意見については、条例施行後の具体的な施策に関するご要望として、関係部局に伝えます。</p>
117	<p>市民意見聴取の案内が説明会当日配付されたが、5/14 の期限まで日数が無いので、できれば説明会の案内状に同封して欲しかった。</p>	<p>市民意見の聴取については、説明会の案内状にも記載しておりましたが、ご案内が不十分であったことについては、お詫び申し上げます。</p>

118	地域の生活環境に悪影響を及ぼす具体例とその割合はどうか？	仙台市動物管理センターに平成 30 年度に寄せられた猫に関する苦情及びその割合は、排泄物（41.0%）、家屋侵入（8.4%）、鳴き声（2.9%）、餌やり（13.6%）、その他（34.1%）となっています。
119	仙台市発行の地域指定避難所運営マニュアル案の中でペットとの避難所に関するルール案が作成されている。また町内会に於いてもペット避難取扱いについて、町内会にて一時避難所にそれを参考にマニュアルを作成する予定なので、これについて記述するのであれば、その整合性も考えた条例内容でないと混乱するのではないかと思う。	仙台市の避難所運営マニュアルにおいては、屋外で飼育困難なペットについては、ケージなどに入れ、飼い主が責任を持って管理すること等の記載があります。 条例骨子案では、大規模災害の発生を想定して日常の飼養に努めることとしており、上記運営マニュアルの内容とも整合しているものと考えます。
120	すでに地域猫活動を実施している他自治体の、最新の活動状況及び活動成果はどのようになっているか。横浜市磯子区などを検討されたからこそ「地域猫」の導入、ということか。	和歌山県において、地域の有志が周辺住民への説明や同意を得て地域猫活動を実施しており、同県では不妊去勢手術費用の助成、捕獲用おりの貸し出し、地域猫対策実施者への腕章の交付、ボランティアの紹介などの支援を行っています。 成果としては、平成 30 年 12 月末現在で、地域猫数 1,569 匹、認定地域数 209 地域、取り組み者数 602 名となっています。 こうした事例も参考に、地域猫活動を含む条例の制定を目指しているものです。
121	避難所においてペットは外でということだったが、夏、冬及び天候、また避難所によって屋内スペースが確保出来る、出来ない等で対応策が違ってくるので、条例で一律に決定すべきものではないと考える。 これについては、地域指定避難所及び町内会と飼い主またはその代表と、予め話し合い取り決めておく必要があるのではないかと思われる。 ただし、飼い主個人ごとでは合理的ではない為、ペット飼い主の代表との取り決めの仕組みが必要だと思う。その為にはペット名簿は最低必要となる。	本条例骨子案では、大規模災害の発生を想定して日常の飼養に努めることとしており、避難所における対応策について一律に定めているものではありません。

122	購入者の年齢制限も絶対に必要である。子犬や子猫を高齢者でも購入できてしまうことを強く懸念する。	終生飼養や飼養できなくなった場合に新たな飼い主を見つけるよう努めることは、購入者（飼い主）の年齢にかかわらず、重要な責務であると考えます。本条例骨子案においては、上記について飼い主の責務として記載したほか、事業者の責務として、販売時に終生飼養について説明することを記載しています。まずは、これらの周知徹底を図ることで条例の実効性を高めていきたいと考えます。
123	平成22年度からの不妊去勢手術費用助成実績はいくらぐらいか？	本市における飼い主のいない猫に係る不妊去勢手術助成事業は、仙台市獣医師会が実施主体となっており、仙台市は事業費の一部を補助しています。 1頭あたりの助成金額は、平成22年度から平成29年度までが雄3,000円・雌6,000円、平成30年度以降は雄4,500円、雌9,000円となっています。
124	苦情件数、H25年度約330、H30年度約850とあるが、捕獲殺処分は数年前約700匹、現状は300匹とのこと。苦情件数と逆比例か。	本市では、飼い猫の適正飼養や飼い主のいない猫に関する知識が十分に浸透していないことが、猫に関する苦情・相談件数が増加している一因と考えられます。
125	放し飼い猫（飼い猫？野良猫？）による処理不可能な場所での糞害には長年憤慨している。	条例の施行後、猫の適正な飼育について、しっかりと周知啓発が図られるよう、担当部局と十分に意思疎通を図ってまいります。
126	私は今のところに35年住んでいるが、雨の日以外、猫のふんに悩んでいる。その猫は「飼い猫」と「飼い主のいない」猫である。住所を移転することが出来ずに被害を受けている。	
127	平屋であるので上りやすいためか去年は18回上がって運動会をしていた。庭に来て昼寝もしており、いくら猫よけをまいてもだめだ。飼っている人はもう少し考えて欲しい。	
128	努力目標の見直しをいつするのかを明記すべき。永久に努力目標では意味がない。	本条例骨子案においては、努力目標ではなく努力義務を記載していますが、条例の見直しについては、ご意見の趣旨を踏まえ、適切な表現を検討します。

129	神戸市の施行による現況改善点等をご教示願いたい。	神戸市においては、「神戸市人と猫との共生に関する条例」を平成29年4月に施行し、野良猫をこれ以上増やさない取組み（繁殖制限事業等）や猫の譲渡などの事業を推進しています。 条例施行による改善点等については現在検証中とのことですが、主な実績としては、繁殖制限事業による対策地区内における野良猫の不妊去勢手術が平成29年度2,051匹から平成30年度1,638匹に減少。猫の譲渡数（動物管理センター）は同237匹から平成30年度288匹に増加。殺処分数は同351匹から222匹に減少。地域猫活動を行う団体の登録数が同99団体から117団体に増加しています。
130	和歌山動物愛護センターへの視察、なぜここを選んだのか。決して先進事例として役立つとは思えないが。もっと学ぶべき場所があったはずだ。とりあえず、ふるさと納税による資金調達の件だったのか。現状で、去勢不妊手術をすればするほど、むしろ不要な猫を捨てやすくなると思う。獣医及び業者への利権となる可能性が高い。	和歌山県で「動物の愛護及び管理に関する条例」を平成28年3月に改正（平成29年4月施行）し、飼い猫の所有者等の遵守事項、自己の所有する猫以外の猫への給餌等を行う者への遵守事項等を新設したことを踏まえ、同県の動物愛護センターを視察先として選定したものです。
131	町内会長だけの勉強会をしてほしい。	ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。
132	全市だけでなく、県をあげて行わないと市の境目にいる方は目もあてられない。被害者が自衛策を講じていることに対する助成金を出す。または道具を貸し出すなど対応はできないのか。根本解決にはならないが。	
133	本件とは別件だが、当町内歩道での犬の散歩による排泄にも困惑している。一部飼い主のマナー違反により他の多くの住民が不愉快である。課税等の対策を検討願ひ、併せて環境豊かな住み良い街づくりの推進に期待する。	

134	<p>野良猫の完全捕獲による保護をして、不妊去勢を終えた後に新しい飼い主に譲渡することに努力すべき。地域猫は、不妊去勢を済ませてあったにしろ、フンや食事、そしてネコの行動にボランティアや有志が責任を取る事ができない以上は、地域ネコの存在はあるべきでは無いと思う。野良も地域も保護して譲渡し、里親への協力をすべきである。</p>	<p>飼い主のいない猫を減らしていくための対策として、里親を見つけることが理想ですが、地域猫活動も有効な手段であると考えます。本条例骨子案では、飼い主のいない猫に給餌を行う市民等に対して、地域猫活動への移行に努めるよう記載するとともに、市の取り組みとして、地域猫活動等に関わる市民等に対する支援を行うよう努めることとしています。</p>
135	<p>薬施策が効きすぎると猫はそもそも害獣ではないので生態系が狂い新たな問題を発生する事（野鼠が多くなる等）が懸念されるので認識しておく必要がある。飼い猫はネズミを狩る本能が弱いので野良猫の代わりにしようとしても直ぐには難しいと思う。</p> <p>また野良は家猫に比べ寿命が短く、人間と同じで同じ性格の猫はいない。施策(薬や医療水準高)が効きすぎると人間と同じ様に少子高齢化にもなる、医療費も高くなる等が懸念される。人間と同じ命のある生き物であることを忘れてはいけなないので、適正ということは大変難しいが進めていかなければならないと思う。</p>	<p>ご意見は、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局に伝えます。</p>
136	<p>少しずつではなく、明確な目標を作り、一気に不妊手術を行う。不幸な命を増やしたくないと、頑張って不妊手術を行っても、使える資金が限られているため、一度にできる頭数が決まってしまう。そのため、手術できなかった猫が妊娠して子猫が増え、その後、手術しても、また別の子が出産しと、結果的には、まったく減っていない地域もある。</p>	